

本部町空き家再生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、本部町内に存する空き家の有効活用を図り、移住・定住の促進及び地域の活性化に寄与するため、当該空き家を賃貸その他の方法により居住の用に供するために必要な改修工事その他利活用に必要な行為を行う者に対し、本部町空き家再生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 空き家 本町内に存する一戸建て住宅で、概ね1年以上居住の用に供されていないものをいう。ただし、別荘、民泊、建売住宅、不動産業者が所有する販売目的の物件その他町長が補助対象として適当でないと認めるものを除く。
- (2) 改修工事 空き家を居住の用に供するために必要な住宅の基礎的機能の維持又は回復を目的として行う修繕、補修、更新（取替え）その他町長が必要と認める工事をいう。
- (3) 町内事業者 本部町内に本社若しくは営業所を有する法人又は町内に住所を有する個人施工業者をいう。
- (4) 家財整理等 空き家内に残置された家財道具等の整理若しくは撤去又は仏壇その他これに類する祭祀用具の撤去若しくは移設をいう。
- (5) 利活用 空き家を賃貸借契約その他の契約により、自己の居住の用以外の居住用住宅として第三者に使用させることをいう。
- (6) 空き家利活用促進事業 本部町が実施する空き家の登録、情報提供、利用希望者とのマッチングその他空き家の利活用を促進するための事業をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助対象空き家は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 補助金の申請日において、現に空き家の状態であること。ただし、賃貸借契約その他の契約により第三者が居住を開始した後に、当該住宅の構造又は設備に入居前には把握が困難であった不具合その他やむを得ない事情が判明し、町長が改修の必要があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助金の申請日において、補助対象となる工事又は行為に未着手であること。
- (3) 賃貸その他の方法により、第三者の居住の用に供することを目的とするものであること。
- (4) 国又は地方公共団体の他の制度による補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない物件であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象空き家の所有者であって、当該空き家を補助金の交付後5年以上、第三者の居住の用に供する意思を有するもの。

(2) 補助対象空き家について、賃貸借契約その他の契約により現に居住している者であって、当該住宅の構造又は設備に入居後判明した不具合その他やむを得ない事情により改修等を行う必要があり、かつ、所有者の承諾を得ているもの。

(3) その他、町長が適当と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付を受けることができない。

(1) 町税等を滞納しているもの。

(2) 暴力団、暴力団員等、反社会的勢力に該当するもの。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるもの。

(補助対象事業の要件)

第5条 補助対象事業は、補助対象空き家を第三者の居住の用に供するために必要な改修工事又は家財整理等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 原則として、本町に本社若しくは営業所を有する法人又は本町に住民登録をしている個人施工業者が実施するものであること。ただし、町内事業者による対応が困難であると町長が認める場合は、この限りでない。

(2) 補助金の交付後、当該空き家を民泊、宿泊施設、店舗、事務所その他居住の用以外の用途に供するものでないこと。

(3) 申請者又は所有者自らの自己居住のための改修を目的とするものでないこと。

(利活用に係る義務)

第6条 補助金の交付を受けた者は、当該空き家について、補助金の交付を受けた日から起算して5年間、第三者の居住の用に供するため適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年間、正当な理由なく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該空き家を自己の居住の用に供すること。

(2) 当該空き家を居住の用以外の用途に変更すること。

(3) 当該空き家について、第三者の居住の用に供することを著しく妨げる行為をすること。

3 補助金の交付を受けた者は、当該空き家について、補助金の交付を受けた日から起算して5年間、本部町空き家利活用促進事業に登録しなければならない。

4 前項の規定により登録した者は、町が行う情報提供、照会その他利活用の促進に関する取組に協力するものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は50万円とする。

2 家財整理等に係る補助対象経費は、前項に定める補助金額の範囲内とし、その額は10万円を上限とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、空き家の利活用を促進するために必要な改修工事、家財整理等に要する経費とする。

2 家財整理等については、改修工事を伴わない場合であっても補助対象とする。

3 補助対象となる主な工事については、別表1に掲げるものとする。

4 補助対象外となる主な工事については、別表2に掲げるものとする。

5 別表1及び別表2に掲げる工事は、補助対象工事及び補助対象外工事の例示とし、当該工事に該当しないものの取扱いについては、第2条第2号及び前各項の規定に照らし、町長が判断するものとする。

(工事期間)

第9条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日から当該年度の2月末日までとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する日の30日前までに、本部町空き家再生支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 改修工事又は家財整理等に係る見積書の写し

(2) 補助対象空き家の現況写真及び工事予定箇所の写真

(3) 所有者であること又は所有者の承諾を得ていることを証する書類

(4) 本部町空き家再生支援事業補助金に係る誓約書(第2号様式)

(5) 市区町村の未納がない証明書(申請日の属する年の前年度分)

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象空き家1件につき1回限りとする。

(交付決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査の上、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、本部町空き家再生支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

2 町長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 町長は、予算額に達したときは、申請の受付を終了することができる。

(変更承認)

第12条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部町空き家再生支援事業変更承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 工事内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費を変更しようとするとき。
- (3) 施工業者を変更しようとするとき。
- (4) 事業を中止、又は廃止しようとするとき。
- (5) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、本部町空き家再生支援事業変更承認(却下)通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、本部町空き家再生支援事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 工事の施工前及び施工後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地検査を行い、補助金の額を確定し、本部町空き家再生支援事業補助金交付確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、本部町空き家再生支援事業補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請その他の提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 交付決定前に工事に着手したとき。
- (3) この要綱又は交付決定の条件に違反したとき
- (4) 補助金を目的外に使用したとき。
- (5) 正当な理由なく、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に、当該空き家を自己の居住の用に供し、又は居住の用以外の用途に供したとき。
- (6) 正当な理由なく、第6条第3項の規定による登録を行わなかったとき。
- (7) その他町長が必要と認めるとき。

(報告及び調査)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、申請者または工事を施工した事業者に対し報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

工事内容	詳細
屋根の修理・取替え	屋根の破損や雨漏りを防止するための修理、取替え工事。
外壁の補修	外壁のひび割れ、剥がれの修復、塗装による保護工事。
給排水設備の整備	水道管の交換、排水設備の修理・改修工事。
電気設備の改修	配線の交換、ブレーカーの新設、照明器具の交換など、居住に必要な電気設備の改修。
床材の張替えや補修	畳やフローリングの張替え、修理を行い、居住環境を改善。
トイレ・キッチン設備の取り替え	古くなった設備の交換、修理。
断熱材の設置	壁、天井、床への断熱材の追加設置による居住性の向上。
防水工事	雨漏り防止や水回りの防水施工。

別表 2

工事内容	詳細
装飾的な工事	居住性の向上を目的としない、内装デザインの変更や美観向上を目的とする装飾工事（例：壁紙の張替え、内装のデザイン変更）。
家具や家電製品の購入	住宅設備として必要ではなく、居住性の向上に直接関係しない家具や家電の購入。
事業用途に供する工事	住宅を事務所、店舗、民泊などの居住用以外の用途に転用するための改修工事。
環境・景観改善工事	居住に必要な基礎的な機能とは関係のない庭園工事、外構工事（例：庭の整備、塀や門の修理）。
バリアフリー改修	階段手すり設置、段差解消など、移動の安全性を確保するための改修。

第2号様式（第10条関係）

本部町空き家再生支援事業補助金に係る誓約書

令和 年 月 日

本部町長 様

私は、本部町空き家再生支援事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約いたします。

記

申請する空き家は、補助金の交付後、自己の居住の用ではなく、第三者の居住の用に供します。

申請する空き家は、補助金の交付後、民泊、宿泊施設、店舗、事務所その他居住の用以外の用途には供しません。

申請する空き家については、補助金の交付を受けた日から起算して5年間、本部町空き家利活用促進事業に登録します。

補助金の交付を受けた日から起算して5年間は、正当な理由なく、当該空き家を自己の居住の用に供し、又は居住の用以外の用途に変更しません。

申請内容及び提出書類に虚偽、不正その他不適切な事項はありません。

本誓約に違反した場合は、補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還命令を受けても異議ありません。

氏 名：

電話番号：

第3号様式（第11条関係）

本部町指令第 号
令和 年 月 日

様

本部町長 平良 武康

本部町空き家再生支援事業補助金交付決定（却下）通知書

本部町空き家再生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付について以下の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
補助対象空き家の所在地	
補助対象事業の内容	
補助対象経費	金 円
交付決定額	金 円
交付条件	(1) 要綱を遵守すること。 (2) 変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請を行うこと。 (3) 事業完了後は、期限内に実績報告書を提出すること。 (4) 補助金の交付を受けた日から起算して5年間、本部町空き家利活用促進事業に登録すること。 (5) その他町長が必要と認める事項
不交付の理由	※交付しない場合に記載

第4号様式（第12条関係）

本部町空き家再生支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日

本部町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

令和 年 月 日付け本部町指令第 号で交付決定の通知を受けた、本部町空き家再生支援事業補助金について変更がありますので、本部町空き家再生支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象空き家の所在地	本部町字
変更内容	
変更理由	
変更後の補助対象経費	金 円
変更後の交付申請予定額	金 円

添付書類

- ・変更内容を確認できる資料一式

第5号様式（第12条関係）

本部町空き家再生支援事業変更承認（却下）通知書

本部町指令第 号
令和 年 月 日

様

本部町長 平良 武康

本部町空き家再生支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、変更申請について以下の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
変更内容	
承認しない理由	※却下の場合に記載

第6号様式（第13条関係）

本部町空き家再生支援事業実績報告書

令和 年 月 日

本部町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

令和 年 月 日付け本部町指令第 号で交付決定の通知を受けた、本部町空き家再生支援事業補助金について事業を終えたので、本部町空き家再生支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、実績報告いたします。

記

補助対象空き家の所在地	本部町字
事業完了日	令和 年 月 日
実施事業内容	
補助対象経費	金 円
添付書類	(1) 工事代金領収書の写し (2) 施工前・施工後の写真 (3) その他町長が必要と認める書類 ()

第7号様式（第14条関係）

本部町空き家再生支援事業補助金交付確定通知書

本部町指令第 号
令和 年 月 日

様

本部町長 平良 武康

本部町空き家再生支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、補助金の交付額が以下の通り確定しましたのでお知らせいたします。

記

補助対象空き家の所在地	本部町字
交付確定額	金 円

第 8 号様式 (第 15 条関係)

令和 年 月 日

本部町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

本部町空き家再生支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた本部町空き家再生支援事業補助金について、本部町空き家再生支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記の通り請求します。

記

請求額 _____ 円

振込先

金融機関名				
支店名				
分類				
口座番号				
ゆうちょ銀行	記号		番号	
口座名義人 (フリガナ)				

※振込先の通帳の写しを添付してください